令和４年第３回江差町議会定例会資料

資料１：海岸漂着物緊急対策事業の概要【承認第１号関係】　…Ｐ　１

資料２：地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例概要及び
新旧対照表【議案第１号関係】　…Ｐ　３

資料３：江差町公共交通事業者緊急経済対策支援事業の概要【議案第２号関係】　…Ｐ１９

資料４：認定こども園感染対策物品補助事業の概要【議案第２号関係】　…Ｐ２０

資料５：感染予防対策物品購入事業の概要【議案第２号関係】　…Ｐ２１

資料６：事業活動継続緊急支援金給付事業の概要【議案第２号関係】　…Ｐ２２

資料７：町有大型車両車庫オーバースライダー改修工事概要【議案第２号関係】　…Ｐ２３

資料８：相続財産管理人選任の申し立て資料【議案第２号関係】　…Ｐ２４

資料９：檜山地域人材開発センター宿泊棟雨漏り修繕の概要【議案第２号関係】　…Ｐ２６

資料10：スマート農業推進事業の概要【議案第２号関係】　…Ｐ２７

資料11：東山２号林道排水施設維持管理事業の概要【議案第２号関係】　…Ｐ２８

資料12：地場産材利活用推進事業の概要【議案第２号関係】　…Ｐ２９

資料13：藻場造成試験事業の概要【議案第２号関係】　…Ｐ３０

資料14：かもめ島樹木伐採・剪定委託業務概要【議案第２号関係】　…Ｐ３１

資料15：江差町運動公園野球場１・３塁連絡通路屋根改修工事概要【議案第２号関係】　…Ｐ３２

資料16：人権擁護委員候補者について【諮問第１号関係】　…Ｐ３３

資料17：教育委員会委員の任命について【同意第１号関係】　…Ｐ３５

資料18：監査委員の選任について【同意第２号関係】　…Ｐ３７

海岸漂着物緊急対策事業の概要

資料1

＜産業振興課＞

◇事業の目的

令和４年８月１５日から１６日に北海道を通過した低気圧による風雨の影響により、町内海岸線のほぼ全域に大量の流木が漂着した。これらの流木が再流出した場合、盛漁期を迎えるサケ定置網漁業等に甚大な被害を及ぼす恐れがあることから、ひやま漁業協同組合からも要望書の提出があった。流木の再流出を防止するため定置網が設置されている海岸近辺４地区（伏木戸、田沢、五勝手、椴川）に漂着した大型の流木について、陸側へ移動する等の対策を緊急に行う必要がある。

◇予算措置等

２，８０５千円

◇内訳

①海岸漂着物処理作業（直営）五勝手・椴川地区
重機を借上げて、波打際にある流木を陸側に移動する。

- 重機燃料費　　２８千円
- 重機借上料　　４８０千円

②海岸漂着物処理作業（委託）伏木戸・田沢地区

重機にて、波打際にある流木を陸側に移動することを委託する。

- 委託料　　２，２９７千円

流木被害状況



五勝手地区



椴川地区



伏木戸地区



田沢地区

＜SDGsとの関連性＞

資料2

地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の概要
（職員の定年引上げに関する関連条例の一部改正）

１．制定の理由

地方公務員の定年引上げに関して、地方公務員法等が一部改正されたことに伴い、当町関係条例についても一部改正する必要があるため。

２．職員の定年引上げの趣旨

少子高齢化が進み生産年齢人口が減少していくなかで、複雑高度化する行政課題への的確な対応などの観点から、能力と意欲のある高齢期の職員を最大限活用しつつ、次の世代にその知識、技術、経験などを継承していくことが必要であり、定年を階的に引き上げるとともに、組織全体としての活力の維持や高齢期における多様な職業生活設計の支援などを図るため、国家公務員と同様に、管理監督職勤務上限年齢制や定年前再任用短時間勤務制などを導入するものです。なお、従前の「職員の再任用に関する条例」は廃止します。

３．改正する条例と主な改正の概要

（１）職員の定年等に関する条例（整備条例第２条関係）

改　正　概　要	各条例の該当条項
【定年引上げ関係】 定年を６５歳に引き上げ。ただし、令和１３年度まで段階的に１歳ずつ引き上げる。【別図：定年引上げのスケジュール参照】	第３条、附則第３項
【管理監督職勤務上限年齢制（役職定年制）の導入関係】 管理監督職に就いている職員が管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後最初の４月１日までの異動期間に他の職（管理監督職以外の職等）に降任等を行う。 管理監督職勤務上限年齢は６０歳に規定。	第６条、第７条、第８条
【暫定再任用関係】 定年が段階的に引き上げられる経過期間において、６５歳まで再任用ができるよう、現行の再任用制度と同様の仕組みを措置。	新条例附則第２条、同第３条、同第６条、同第８条
【定年前再任用短時間勤務制の導入関係】 ６０歳に達した日以後に退職した職員を、本人の意向を踏まえ、短時間勤務の職員として再任用することができる。 任用形態は、現行の再任用制度による再任用とは異なり、短時間勤務に限られる。	第９条、第１０条、新条例附則第４条、同第４条、同第５条、同第７条

【情報提供・意思確認制度の新設関係】 当分の間、原則として職員が６０歳に達する年度の前年度に、６０歳以後の任用、給与、退職手当に関する情報を提供するものとし、職員の６０歳以後の勤務の意思を確認するよう努める。	附則第４項、新条例附則第９条

（２）江差町職員の勤務時間及び休日休暇等に関する条例（整備条例第３条関係）

改　正　概　要	各条例の該当条項
【文言修正】 「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。	第２条第３項、第３条第１項及び第２項、第４条、第１２条
【引用条項の変更】 地方公務員法の改正に伴う引用条項のずれの修正。	第２条第３項

（３）江差町職員の育児休業等に関する条例（整備条例第４条関係）

改　正　概　要	各条例の該当条項
【文言修正】 「再任用短時間勤務職員」を「短時間勤務職員」に改める。	第１７条第２号
【引用条項の変更】 地方公務員法の改正に伴う引用条項のずれの修正。	〃

（４）江差町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（整備条例第５条関係）

改　正　概　要	各条例の該当条項
【引用条項の変更】 地方公務員法の改正に伴う引用条項のずれの修正。	第３条

（５）江差町職員の給与に関する条例（整備条例第６条関係）

改　正　概　要	各条例の該当条項
【定年前再任用短時間勤務職員の給料月額】 「定年前再任用短時間勤務職員」の給料月額を規定。従前の再任用短時間勤務職員と同様、基準月額に勤務時間を総勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする規定。	第７条の２
【６０歳に達した職員の給与水準】 満６０歳に達する年度以後の年度における給料月額は、当該職員の級・号俸の７割水準とするもの。併せて降任（下位の級への降給）による場合は、降任後の給料月額にかかわらず、降任前の給料月額を基礎としてその７割を給料月額とする旨を規定。	新条例附則第６項、同第７項、同第８項、同第９項、同第１０項、同第１１項、同第１２項

【暫定再任用職員・暫定再任用短時間勤務職員の給料月額】 　定年が６５歳に引き上げられる令和１３年度までの間の暫定再任用職員、暫定再任用短時間勤務職員に関する給料月額を規定。 　暫定再任用職員は、別表１の給料表の当該職員の属する職務の級に応じた額、暫定再任用短時間勤務職員は定年前再任用短時間勤務職員となる。	附則第１２条
【文言修正】 　「再任用職員」「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。	第９条の３第２項、第１１条第２項、第１５条第３項、 第１６条第３項、第１９条

定年引上げのスケジュール

年度	Ｒ３ (2021)	Ｒ４ (2022)	Ｒ５ (2023)	Ｒ６ (2024)	Ｒ７ (2025)	Ｒ８ (2026)	Ｒ９ (2027)	Ｒ10 (2028)	Ｒ11 (2029)	Ｒ12 (2030)	Ｒ13 (2031)	Ｒ14 (2032)	Ｒ15 (2033)
定年	６０		６１		６２		６３		６４		６５		
S31.4.2生 ～S32.41生	６５歳 再任用	これまでの再任用											
S32.4.2生 ～S33.41生	６４歳 再任用	６５歳 再任用											
S33.4.2生 ～S34.41生	６３歳 再任用	６４歳 再任用	６５歳 暫定再任用										
S34.4.2生 ～S35.41生	６２歳 再任用	６３歳 再任用	６４歳 暫定再任用	６５歳 暫定再任用									
S35.4.2生 ～S36.41生	６１歳 再任用	６２歳 再任用	６３歳 暫定再任用	６４歳 暫定再任用	６５歳 暫定再任用								
S36.4.2生 ～S37.41生	６０歳 定年退職	６１歳 再任用	６２歳 暫定再任用	６３歳 暫定再任用	６４歳 暫定再任用	６５歳 暫定再任用	暫定再任用						
S37.4.2生 ～S38.41生	５９歳	６０歳 定年退職	６１歳 暫定再任用	６２歳 暫定再任用	６３歳 暫定再任用	６４歳 暫定再任用	６５歳 暫定再任用						
S38.4.2生 ～S39.41生	５８歳	５９歳	６０歳	６１歳 定年退職	６２歳 暫定再任用	６３歳 暫定再任用	６４歳 暫定再任用	６５歳 暫定再任用					
S39.4.2生 ～S40.41生	５７歳	５８歳	５９歳	６０歳	６１歳	６２歳 定年退職	６３歳 暫定再任用	６４歳 暫定再任用	６５歳 暫定再任用				
S40.4.2生 ～S41.41生	５６歳	５７歳	５８歳	５９歳	６０歳	６１歳	６２歳	６３歳 定年退職	６４歳 暫定再任用	６５歳 暫定再任用			
S41.4.2生 ～S42.41生	５５歳	５６歳	５７歳	５８歳	５９歳	６０歳	６１歳	６２歳	６３歳	６４歳 定年退職	６５歳 暫定再任用		
S42.4.2生 ～S43.41生	５４歳	５５歳	５６歳	５７歳	５８歳	５９歳	６０歳	６１歳	６２歳	６３歳	６４歳	６５歳 定年退職	
S43.4.2生 ～S44.41生	５３歳	５４歳	５５歳	５６歳	５７歳	５８歳	５９歳	６０歳	６１歳	６２歳	６３歳	６４歳	６５歳 定年退職

６０歳の誕生日以後は、定年前再任用短時間勤務が可能。

※年齢は、年度末における年齢。

江差町職員の勤務時間及び休日休暇等に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
（１週間の勤務時間） 第２条　（略） ２　（略） ３　地方公務員法第２２条の４第１項又は第２２条の５第１項若しくは第２項の規定により採用された職員で同法第２２条の４第１項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第１項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、４週間を超えない期間につき１週間当たり１６時間から３２時間までの範囲内で、任命権者が定める。 （週休日及び勤務時間の割振り） 第３条　日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの５日間において週休日を設けるものとし定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの５日間において、週休日を設けることができる。 ２　任命権者は、月曜日から金曜日までの５日間において、１日につき７時間４５分を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、１週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い１日につき８時間を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、１週間ごとの期間について、１日につき７時間４５分を超えない範囲内で勤務を割り振るものとする。	（１週間の勤務時間） 第２条　（略） ２　（略） ３　地方公務員法第２８条の４第１項若しくは第２８条の５第１項又は同法第２８条の６第１項若しくは第２項の規定により採用された職員で同法第２８条の５第１項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第１項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、４週間を超えない期間につき１週間当たり１６時間から３２時間までの範囲内で、任命権者が定める。 （週休日及び勤務時間の割振り） 第３条　日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの５日間において週休日を設けるものとし再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの５日間において、週休日を設けることができる。 ２　任命権者は、月曜日から金曜日までの５日間において、１日につき７時間４５分を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、１週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い１日につき８時間を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、１週間ごとの期間について、１日につき７時間４５分を超えない範囲内で勤務を割り振るものとする。

江差町職員の勤務時間及び休日休暇等に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
第４条　（略） ２　任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、４週間ごとの期間につき８日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては８日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従つた週休日、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては８日以上の週休日）を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要（育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容）により、４週間ごとの期間につき８日（育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、８日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、町長と協議して、規則の定めるところにより、４週間を超えない期間につき１週間当たり１日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあつては、４週間を超えない期間につき１週間当たり１日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従つた週休日）を設ける場合には、この限りでない。 （年次有給休暇） 第１２条　年次有給休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。 (1)　次号及び第３号に掲げる職員以外の職員　２０日（育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮し２０日を超えない範囲内で規則で定める日数） (2)～(3)　（略）	第４条　（略） ２　任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、４週間ごとの期間につき８日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては８日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従つた週休日、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては８日以上の週休日）を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要（育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容）により、４週間ごとの期間につき８日（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、８日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、町長と協議して、規則の定めるところにより、４週間を超えない期間につき１週間当たり１日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあつては、４週間を超えない期間につき１週間当たり１日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従つた週休日）を設ける場合には、この限りでない。 （年次有給休暇） 第１２条　年次有給休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。 (1)　次号及び第３号に掲げる職員以外の職員　２０日（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮し２０日を超えない範囲内で規則で定める日数） (2)～(3)　（略）

江差町職員の勤務時間及び休日休暇等に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
附　則 （施行期日） 第１条　この条例は、令和５年４月１日から施行する。 （江差町職員の勤務時間及び休日休暇等に関する条例における経過措置） 第１０条　暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和３年法律第６３号）附則第４条第１項若しくは第２項（これらの規定を同法附則第９条第３項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第５条第１項から第４項まで、第６条第１項若しくは第２項（これらの規定を同法附則第９条第３項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第７条第１項から第４項までの規定により採用された職員をいう。）は、この条例による改正後の江差町職員の勤務時間及び休日休暇等に関する条例第２条第３項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、この条例の規定を適用する。	

江差町職員の育児休業等に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
（部分休業をすることができない職員） 第１７条　育児休業法第１９条第１項の条例で定める職員は、育児短時間勤務又は育児休業法第１７条の規定による短時間勤務をしている次に掲げる職員とする。 (1) 育児休業法第１７条の規定による短時間勤務をしている職員 (2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第２２条の４第１項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）を除く。） ア　特定職に引き続き在職した期間が１年以上である非常勤職員 イ　勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員	（部分休業をすることができない職員） 第１７条　育児休業法第１９条第１項の条例で定める職員は、育児短時間勤務又は育児休業法第１７条の規定による短時間勤務をしている次に掲げる職員とする。 (1) 育児休業法第１７条の規定による短時間勤務をしている職員 (2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第２８条の５第１項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。） ア　特定職に引き続き在職した期間が１年以上である非常勤職員 イ　勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員

江差町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
（報告事項） 第３条　任命権者が前条の規定により報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（法第２２条の４第１項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び法第２２条の２第１項第２号に掲げる職員を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。 (1)～(8)　（略） 附　則 （施行期日） 第１条　この条例は、令和５年４月１日から施行する。 （改正後の江差町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例における経過措置） 第２条　地方公務員法の一部を改正する法律（令和３年法律第６３号）附則第６条第１項若しくは第２項（これらの規定を同法附則第９条第３項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第７条第１項から第４項までの規定により採用された職員は、この条例による改正後の江差町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第３条に規定する地方公務員法第２２条の４第１項に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなして、この条例の規定を適用する。	（報告事項） 第３条　任命権者が前条の規定により報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（法第２８条の５第１項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び法第２２条の２第１項第２号に掲げる職員を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。 (1)～(8)　（略）

江差町職員の給与に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
（給料表及び職員の職務の分類） 第３条　（略） ２～３　（略） （削除）	（給料表及び職員の職務の分類） 第３条　（略） ２～３　（略） ４　法第２８条の４第１項、第２８条の５第１項又は第２８条の６第１項若しくは第２項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。
（定年前再任用短時間勤務職員の給料月額） 第７条の２　法第２２条の４第１項又は第２２条の５第１項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、江差町職員の勤務時間及び休日休暇等に関する条例第２条第３項の規定により定められた当該定年前短時間勤務職員の勤務時間を同条第１項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。	第７条の２　法第２８条の５第１項及び第２８条の６第２項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、第３条第４項の規定にかかわらず、これらの規定による給料月額に、江差町職員の勤務時間及び休日休暇等に関する条例第２条第２項の規定により定められた者の勤務時間を同条第１項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
（通勤手当） 第９条の３　（略） ２　通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額（定年前再任用短時間勤務職員のうち、１箇月当たりの通勤回数を考慮して、平均１箇月当たりの通勤所要回数が１０回に満たない職員にあつては、その額から、その額に１００分の５０の割合を乗じて得た額を減じた額）とする。 （時間外勤務手当）	（通勤手当） 第９条の３　（略） ２　通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額（再任用短時間勤務職員のうち、１箇月当たりの通勤回数を考慮して、平均１箇月当たりの通勤所要回数が１０回に満たない職員にあつては、その額から、その額に１００分の５０の割合を乗じて得た額を減じた額）とする。 （時間外勤務手当）

江差町職員の給与に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
第１１条　（略）	第１１条　（略）
２　定年前再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が７時間４５分に達するまでの間の勤務に対する規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ１００分の１２５から１００分の１５０までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは「１００分の１００」とする。	２　再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が７時間４５分に達するまでの間の勤務に対する規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ１００分の１２５から１００分の１５０までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは「１００分の１００」とする。
（期末手当）	（期末手当）
第１５条　（略）	第１５条　（略）
２　（略）	２　（略）
３　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「１００分の１２０」とあるのは「１００分の６７．５」とする。	３　再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「１００分の１２０」とあるのは「１００分の６７．５」とする。
（勤勉手当）	（勤勉手当）
第１６条　（略）	第１６条　（略）
２　（略）	２　（略）
３　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「１００分の９５」とあるのは「１００分の４５」とする。	３　再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「１００分の９５」とあるのは「１００分の４５」とする。
（適用除外）	（適用除外）
第１９条　第８条、第９条、第９条の２、第１３条から第１３条の３まで及び第１６条の２から第１６条の３までの規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。	第１９条　第８条、第９条、第９条の２、第１３条から第１３条の３まで及び第１６条の２から第１６条の３までの規定は、再任用職員……には適用しない。
附　則	附　則
１～５まで　（略）	１～５まで　（略）

江差町職員の給与に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
６　当分の間、職員の給料月額は、当該職員が６０歳（次の各号に掲げる職員にあっては、当該各号に定める年齢）に達した日後における最初の４月１日（附則第８項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料月額のうち、第３条第２項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第４条第２項及び同条第４項の規定により当該職員の受ける号俸に応じた額に１００分の７０を乗じて得た額（当該額に、５０円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、５０円以上１００円未満の端数を生じたときはこれを１００円に切り上げるものとする。）とする。 ７　前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。 (1)　臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員 (2)　職員の定年に関する条例の一部を改正する条例（令和●年条例第●号）による改正前の職員の定年に関する条例（昭和５８年条例第１３号）第３条ただし書に掲げる職員に相当する職員 (3)　職員の定年に関する条例第４条第１項又は第２項の規定により勤務している職員（同条例第２条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。） ８　法第２８条の２第４項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職へ降任等をされた日（以下この項及び附則第１０項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第６項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に１００分の７０を乗じて得た額（当該額に、５０円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、５０円以上１００	（新設）

江差町職員の給与に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
円未満の端数を生じたときはこれを１００円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、当分の間、特定日以後、附則第６項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。 ９　前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第３条第２項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号俸の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第３条第２項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号俸の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。 １０　異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第６項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第８項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、附則第８項及び第９項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。 １１　附則第８項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第６項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前３項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。 １２　附則第８項又は前２項の規定による給料を支給される職員に対する第１５条第５項（第１６条第５項において準用する場合を含む。）の規定	

江差町職員の給与に関する条例新旧対照表

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>
の適用については、同項中「給料の月額」とあるのは、「給料月額と附則第８項又は第１１項の規定による給料の額との合計額」とする。

１３　附則第６項から前項までに定めるもののほか、附則第６項の規定による給料月額、附則第８項の規定による給料その他附則第６項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第１（第３条関係）

<table>
<tr><td>定年前再任用短時間勤務職員</td><td></td><td>基準給料月額</td><td>基準給料月額</td><td>基準給料月額</td><td>基準給料月額</td><td>基準給料月額</td><td>基準給料月額</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>187,700</td><td>215,200</td><td>255,200</td><td>274,600</td><td>289,700</td><td>315,100</td></tr>
</table>
附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、令和５年４月１日から施行する。

（改正後の江差町職員の給与に関する条例における経過措置）
</td><td>
別表第１（第３条関係）

<table>
<tr><td>再任用職員</td><td></td><td>187,700</td><td>215,200</td><td>255,200</td><td>274,600</td><td>289,700</td><td>315,100</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

江差町職員の給与に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
第１２条　暫定再任用職員の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される改正後の江差町職員の給与に関する条例（以下「新給与条例」という。）第３条第１項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。 ２　暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第７条の２の規定を適用する。 ３　新給与条例附則第６項から第１３項までの規定は、令和３年改正法附則第３条第５項又は第６項の規定により勤務している職員には適用しない。	

資料3

○令和４年度　臨時交付金　活用事業（個票）

１　事業名

江差町公共交通事業者緊急経済対策支援事業

２　国の経済対策との関係

Ⅱ	雇用の維持と事業の継続～暮らしを支え、守りきる～
3	事業継続に困っている中小・小規模事業者等への支援

３　事業の概要

（１）目的・効果

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う人流抑制により、公共交通機関の利用者が減少していることで、町内公共交通事業者（一般貸切旅客自動車運送事業又は一般乗用旅客自動車運送事業）の経営に大きな影響が生じている。

こうした現状を鑑み、町内公共交通事業者に対する運行継続支援を行うことで、公共交通機関の維持確保の一助とするもの。

なお、支援金の額は町内公共交通事業者が保有している車両の台数に支援金額を乗じて得た額を支援金として支給する。

（２） 事業費（補正予定額）

３，０００千円（全額臨時交付金）

（３）経費内訳

・町内の営業所で保有している車両１台あたり３００千円の支援金を支給

①函館バス株式会社　　：３台×３００千円＝　　９００千円

②有限会社桧山ハイヤー：７台×３００千円＝２，１００千円　①＋②＝３，０００千円

※　対象車両は、一般貸切旅客自動車運送事業又は一般乗用旅客自動車運送事業に用いる車両に限る。

（４）事業対象（対象者、対象施設等）

江差町内の公共交通事業者（函館バス株式会社、有限会社桧山ハイヤー）

（５） 実施期間（予定）

令和４年９月～令和５年３月

担当課	まちづくり推進課	**予算措置**	令和４年第３回（９月）定例会

令和４年度臨時交付金 活用事業（個票）

資料4

担当課係名	町民福祉課福祉子育て係

1　国の経済対策との関係

事業区分	通常分
具体的な対策	③-Ⅰ-３．感染防止策の徹底

2　事業名

事業名	認定こども園感染対策物品補助事業

3　事業の概要

(1) 目的・効果

園児用のテーブル、イスを整備することにより、間隔を空けて食事をとることができる。

(2) 事業費

項目		金額		財源名
事業費総額		627,000	円	
	国庫補助 ※臨時交付金以外	0	円	
	臨時交付金	627,000	円	
	地方債	0	円	
	その他	0	円	
	一般財源	0	円	

(3) 経費内訳（品名・規格・数量・単価等）

・スタッキング箱いす：41,250円（税込）／@20,625円（税込）×2個
・カールアップテーブルL（L400）：171,930円（税込）／57,310円（税込）×3個
・カールアップテーブルL（L460）：176,880円（税込）／58,960円（税込）×3個
・カールアップテーブルL（L520）：236,720円（税込）／59,180円（税込）×4個

(4) 事業対象（対象者、対象施設等）

認定こども園江差幼稚園に通園する園児

(5) 実施期間　令和　4　年　9　月　12　日　～　令和　4　年　10　月　31　日

(6) 事業イメージ（写真、イラスト等）　事業イメージ等無

(7) 定量目標

.

令和４年度臨時交付金 活用事業（個票）

資料5

担当課係名	健康推進課健康推進係

1　国の経済対策との関係

具体的な対策	①-Ⅰ-２．検査体制の強化と感染の早期発見

2　事業名

事業名	感染予防対策物品購入事業

3　事業の概要

(1) 目的・効果

高齢者施設や障がい者施設での新型コロナ感染症の感染時（クラスター発生時）、施設従事者が感染の可能性のある者になった場合にマンパワーの不足による施設機能の維持が困難になることや感染予防対策が不足することが予想され、さらなる感染拡大につながる可能性があることから、ガウン、フェイスシールド等の感染防止物品や抗原検査キットを備蓄し、発生時に備える。
このことにより、重症化リスクの高い入所者・利用者の感染拡大の防止につなげる。

(2) 事業費

項目		金額		財源名
事業費総額		3,642,000	円	
	国庫補助 ※臨時交付金以外	0	円	
	臨時交付金	3,642,000	円	
	地方債	0	円	
	その他	0	円	
	一般財源	0	円	

(3) 経費内訳（品名・規格・数量・単価等）

・抗原検査キット	@1,800円×700回分	＝1,260,000円	（従事者350人×２回分）
・フェイスシールド	@ 330円×2500個	＝ 825,000円	（従事者350人×7日分）
・Ｎ９５マスク（10枚入）	@2,750円×250箱	＝ 687,500円	（従事者350人×7日分）
・ガウン（10枚入）	@ 2,750円×250箱	＝ 687,500円	（従事者350人×7日分）
・ヘヤーキャップ(100枚入)	@1,100円× 25箱	＝ 27,500円	（従事者350人×7日分）
・ニトリルグローブ(100枚入)	@3,080円× 50箱	＝ 154,000円	（従事者350人×7日×２回分）
		合計 3,641,500円≒3,642千円	

(4) 事業対象（対象者、対象施設等）

高齢者施設及び障がい者施設

(5) 実施期間　令和 4 年 9 月 12 日 ～ 令和 5 年 3 月 31 日

(6) 事業イメージ（写真、イラスト等）　事業イメージ等無

(7) 定量目標

高齢者施設　・えさし荘　入所者120　従事者90　・カタセール　入所者80　従事者70
・ひのき　入所者70　従事者40　・なごみ、あかり　入所者40　従事者30
・かもめ荘　入所者20　従事者20
障がい者施設　・あすなろ学園　入所者（通所含む）300　従事者100　従事者計３５０人

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業

資料6

～原油価格・物価高騰対応～

事業活動継続緊急支援金給付事業の概要

＜所管課：産業振興課＞

◇事業の目的

コロナ禍の影響を受け、原材料等の価格高騰により町内の幅広い事業者に影響があることを勘案し、町内事業者に対し支援金を支給し、事業活動の継続と経営の安定化を図ることを目的とする。

◇対象者

町内で事業活動を行っている中小・小規模事業者及び個人事業主。（ただし、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（原油価格・物価高騰等対応分）を活用した町の他制度での支援対象事業者は除く。）

◇対象要件

北海道が実施する「道内事業者等事業継続緊急支援金支給事業」の支給決定を受けた者

【参考】道内事業者等事業継続緊急支援金の給付要件

① 2021年11月以降のいずれかの月の売上が、2018年11月から2020年3月までの同月比で20％以上減少。

② 2021年11月以降のいずれかの月に購入した事業活動の主要な原材料等の単価が、2020年11月～2021年10月までのいずれかの月の単価よりも増加。

※北海道の申請受付期間　2022年7月27日～10月31日

＜その他の要件＞

・今後1年以上、町内において事業活動を継続することを確約すること。

◇予算措置等

8，500千円

（単位：千円）

	事業者数	支援金	合計	参考
法人	70	50	3,500	100
個人	150	30	4,500	50
調整枠			500	
計			8,500	

※「参考欄」は、北海道の支援金額を記載。

◇事業スケジュール

令和4年10月以降　⇒　申請受付

＜SDGSとの関連性＞



資料7

町有大型車両車庫オーバースライダー改修工事資料

【事業の概要】

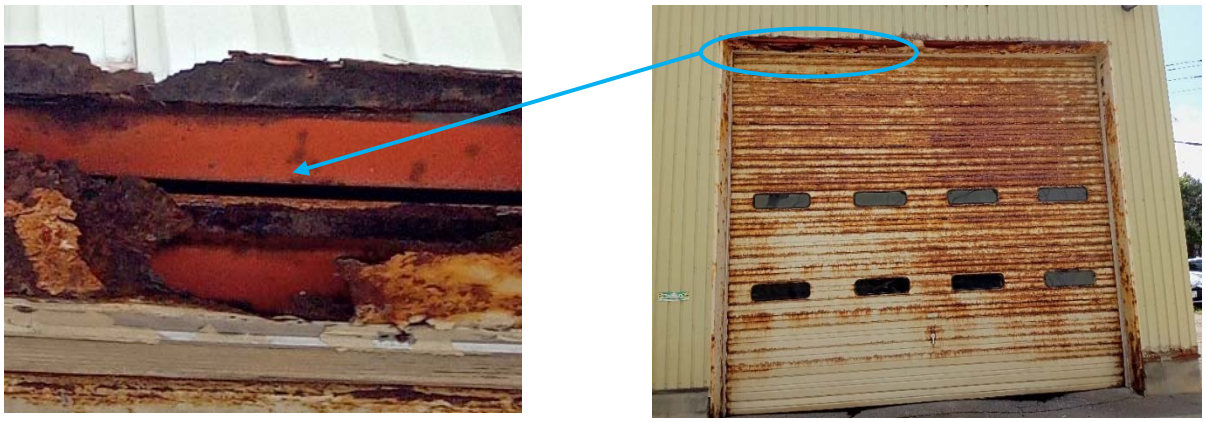
中歌町の旧ラインマンセンターにある町有大型車両車庫のオーバースライダー（シャッター）の腐食が激しく、本体自体の欠落の危険性が生じている。仮にオーバースライダーが欠落した場合に大型車両が出入りできない状況になるため取替改修を行うもの。

・オーバースライダー本体取替　１基
・オーバースライダー三方枠交換　１基

※他のオーバースライダーについても計画的に補修を検討していく。

【現況写真】





【補正予算額等】

〇補正予算額～１，８１５千円
〇予算科目～総務費・総務管理費・財産管理費・工事請負費

資料8

補正予算『相続財産管理人選任の申し立て』に関する説明資料

（１）業務の概要

一人暮らしの町民の方が亡くなりましたが、相続人がおらず、親族からも葬祭や財産管理などを断られました。そのため、未払いとなっている医療費等の支払いと不動産（土地・建物）の処分等をするために、函館地方・家庭裁判所江差支部に民法第９５２条に規定する相続財産管理人の選任を申し立てるものです。

○民法（抄）

（相続財産法人の成立）

第９５１条　相続人のあることが明らかでないときは、相続財産は、法人とする。

（相続財産の管理人の選任）

第９５２条　前条の場合には、家庭裁判所は、利害関係人又は検察官の請求によって、相続財産の管理人を選任しなければならない。

２　前項の規定により相続財産の管理人を選任したときは、家庭裁判所は、遅滞なくこれを公告しなければならない。

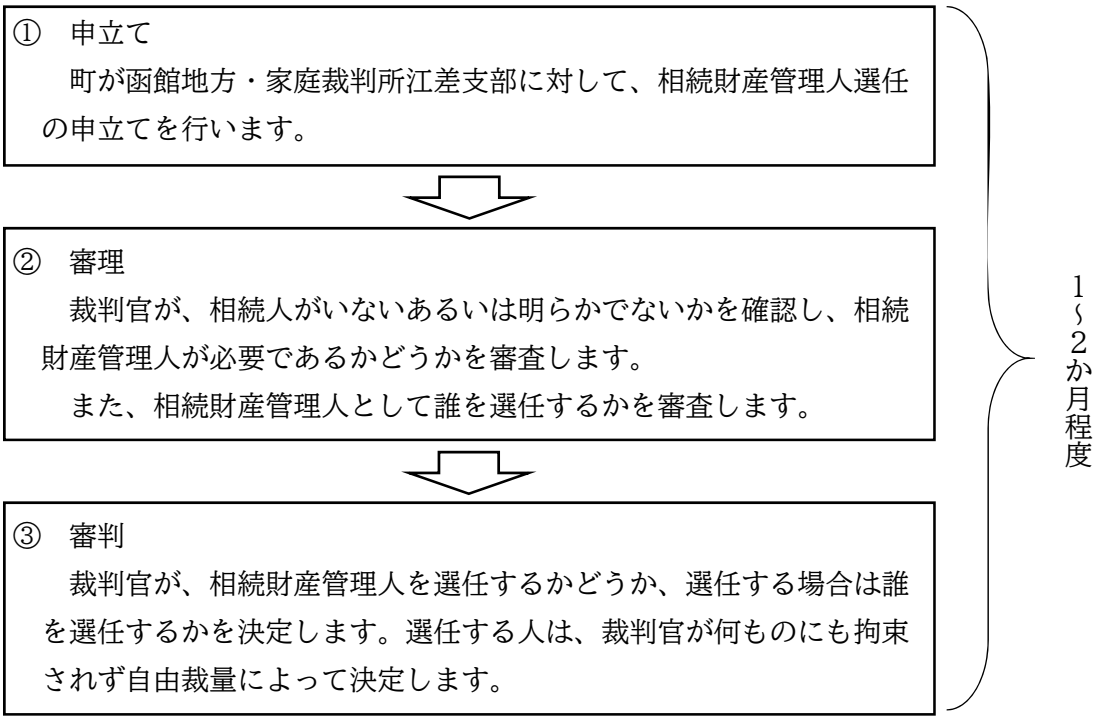
（２）補正予算の内容

官報公告掲載料	４，２３０円
収入印紙	８００円
予納金	５００，０００円

（３）経緯

日付	経緯
令和４年５月１日	➢自宅で倒れているところが発見され、道立江差病院に緊急搬送。 ➢新都市病院に転送。
５日	➢新都市病院にて死亡。
６日	➢系図等により町が把握している親族等に連絡し、火葬・埋葬の執行について打診。すべて断られる。
７日	➢火葬。
７月５日	➢葬祭費用を行旅死亡人取扱法の規定に基づき遺留金から支払い。

（４）相続財産管理人選任の流れ



（５）選任後の流れ

① 家庭裁判所は、相続財産管理人選任の審判をしたときは相続財産管理人が選任されたことを知らせるための公告をします。

② ①の公告から２か月が経過してから、財産管理人は相続財産の債権者・受遺者を確認するための公告をします。

③ ②の公告から２か月が経過してから、財産管理人の申立てにより、相続人を捜すため、６か月以上の期間を定めて公告をします。期間満了までに相続人が現れなければ，相続人がいないことが確定します。

④ ③の公告の期間満了後、３か月以内に特別縁故者に対する相続財産分与の申立てがされることがあります。

⑤ 必要があれば、随時、財産管理人は家庭裁判所の許可を得て被相続人の不動産や株を売却し、金銭に換えることもできます。

⑥ 財産管理人は、法律にしたがって債権者や受遺者への支払いをしたり、特別縁故者に対する相続財産分与の審判にしたがって特別縁故者に相続財産を分与するための手続きをします。

⑦ ⑥の支払い等をして、相続財産が残った場合は、相続財産を国庫に引き継いで手続きが終了します。

資料9

檜山地域人材開発センター宿泊棟雨漏り修繕の概要

＜所管課：産業振興課＞

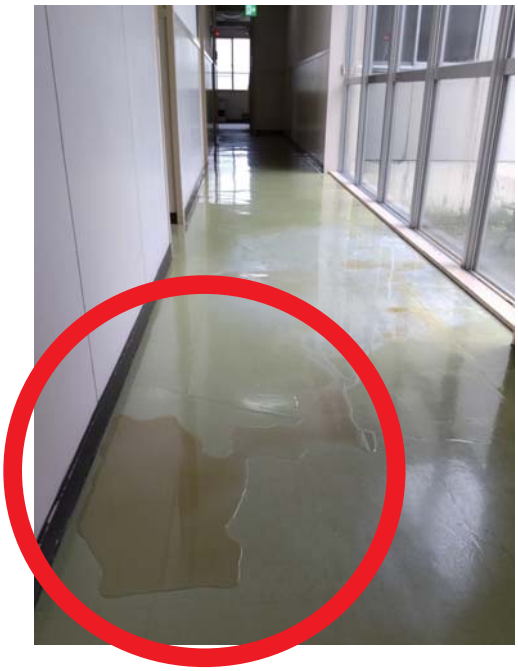
○事業概要

令和４年６月２９日の大雨により発生した檜山地域人材開発センター宿泊棟の雨漏りの修繕（中庭面外壁水切り箇所からの雨水の浸入によるもの）。

○事業費　　６００千円

＜檜山地域人材開発センター宿泊棟雨漏りの状況＞







＜SDGs との関連性＞

スマート農業推進事業の概要

資料10

【事業費】　850千円（一般財源）

＜所管課：産業振興課＞

1　事業の目的

令和2年度から開始した江差北部地区の基盤整備では、第1地区の水堀地区が令和4年度から工事開始となる。

基盤整備では、老朽化した用排水施設の整備とほ場の大区画化や暗渠排水整備の面整備を行うとともに、スマート農業を推進することとしている。

農業用ドローンによる防除は作業時間の大幅な短縮と労力の軽減が実証されており、今後普及推奨すべきスマート農業と言える。

農業用ドローンの操縦に免許はないものの、ドローン機体の販売会社等が研修の受講を義務付けており、受講費用の負担が発生することから、受講費用の助成を行うことにより推進を図る。

2　交付対象

＜共通事項＞

・江差町内に法人及び個人の住所を有し、且つ、令和3年4月1日以前から江差町内において生産活動を行っている農業者であること。
・農作物を作付けし、出荷・販売を行っている農業者であること。
・前年度の農産物の販売金額が50万円以上であること。

＜個別事項＞

・農業法人（農地法第2条第3項に規定する農地所有適格法人であり、その法人の主たる事業が農業であること。）
・江差町地域農業再生協議会が推進する「水田フル活用ビジョン」の取組を行っている農業者。
・上記以外で、農地で農業経営を行っている農業者。



3　交付額等

対象経費の1／2以内（5名）

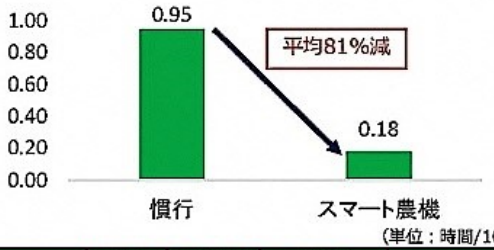
＜**重点施策**＞

施策名	主な事業
スマート農業の推進	スマート農業に対応した農地整備

＜第6次江差町総合計画関係部分抜粋＞

＜SDGSとの関連性＞

ドローン農薬散布による作業時間削減の効果



（単位：時間/10a）

	慣行 (a)	スマート農機 (b)	削減率 ((a-b)/a)	慣行防除
大規模①	1.14	0.12	89%	セット動噴
大規模②	0.14	0.09	32%	ﾌﾞｰﾑｽﾌﾟﾚｰﾔｰ
中山間①	0.10	0.09	11%	自走式ｷｬﾘｰ動噴圃場周囲のみ
中山間②	1.68	0.24	85%	セット動噴
中山間③	1.69	0.35	79%	セット動噴
平均	0.95	0.18	81%	

資料：農林水産省「スマート農業の展開について（2021年11月）」より抜粋
注：平均は、慣行の作業時間も報告があったものを基に算出。

資料11

東山2号林道排水施設維持管理事業の概要

＜所管課：産業振興課＞

＜事業の目的＞

東山2号林道の側溝や路面横断排水施設、排水桝が長年の土砂や落葉などにより排水が機能していない状況であり、大雨などの際、周辺の住宅や敷地などに土砂や雨水の流入が確認されていることから、林道の適切な維持管理を図る。

＜事業費＞　544千円

＜事業個所図＞



＜SDGSとの関連性＞

地場産材利活用推進事業の概要

資料12

＜所管課：産業振興課＞

＜事業の目的＞

江差産の地域材を知っていただき、ふれあい、身近に感じていただくことを目的とし、木工品や工芸品などへの活用を図るため、田沢地区にある桐の木を伐採、製材加工し、有効活用を図る。

＜事業費＞　1，683千円

＜伐採個所図＞



＜現地の状況＞



＜木工品の一例＞



＜SDGSとの関連性＞



資料13

藻場造成試験事業の概要<所管課：産業振興課>

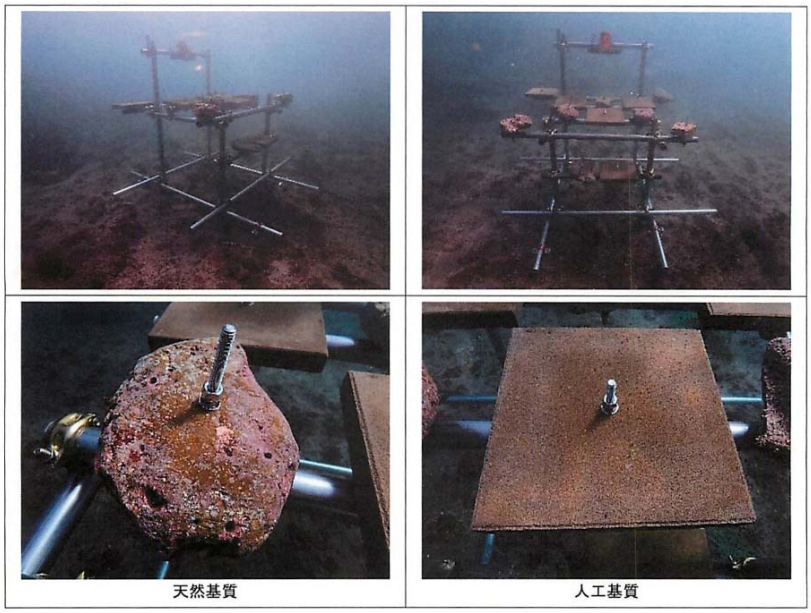
◇事業の目的

江差町周辺海域における藻場造成対策の技術開発に資するために、藻場衰退要因として挙げられる「ウニの食害」「海藻のタネ不足」「基質不足」等の観点から、それぞれの影響について検証するため、江差町海域に単管で組んだ養成施設（以下、単管礁）を１基設置する経費に対して、ひやま漁業協同組合へ補助するもの。

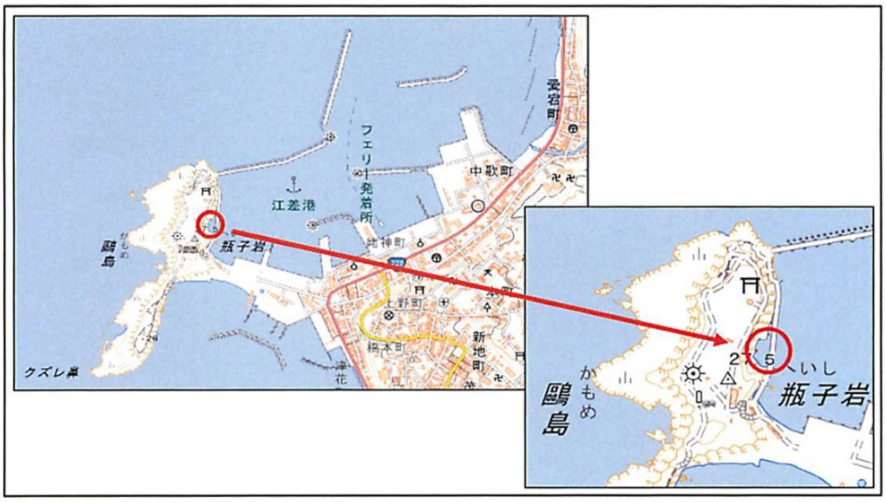
◇予算措置等

２２０千円

◇単管礁イメージ



◇設置箇所



＜SDGsとの関連性＞



資料14

かもめ島樹木伐採・剪定委託業務資料

【事業の概要】

かもめ島上へ続く階段の法面から生息しているイタヤカエデの樹木が、階段を横断する形で生息しており、民家屋根まで伸びている状況にある。一部で腐食が見受けられる樹木３本については、安全対策上伐採するもの。また、あわせて、階段上にある電線に樹木が触れている１本については剪定を行う。

・イタヤカエデ樹木の伐採　３本
・イタヤカエデ樹木の剪定　１本
・伐採後の樹木の搬出及び処理　一式

【現況写真】



イタヤカエデ
幹周 1.4m　伐採



イタヤカエデ
幹周 0.9m　伐採





イタヤカエデ
幹周 1.8m　剪定



イタヤカエデ
幹周 2.0m　伐採

【補正予算額等】

〇補正予算額～９５１千円
〇補 正 科 目～商工費・商工費・自然公園管理費・委託料

資料15

江差町運動公園野球場１・３塁連絡通路屋根改修工事

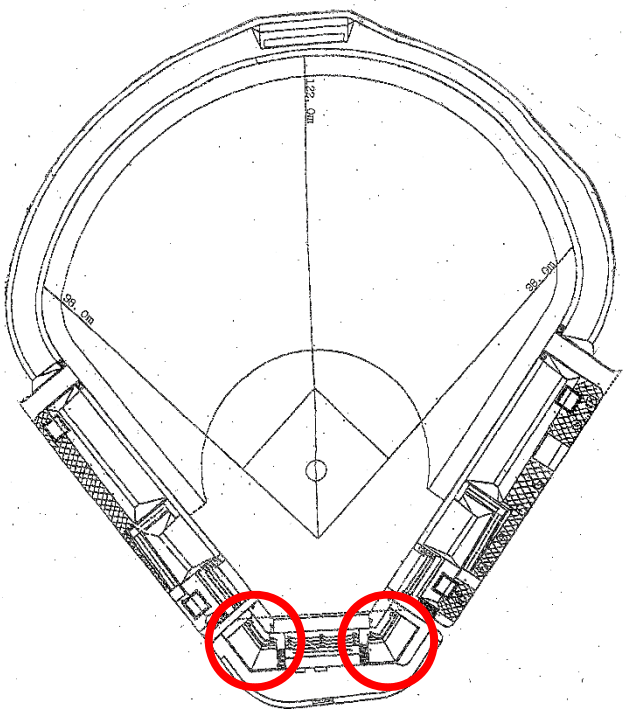
【社会教育課】

■事業の概要

江差町運動公園野球場が平成１１年に開設され２０年を経過し、野球場本部から左右に渡る１・３塁連絡通路が塩害により腐食しており、応急的に角材で屋根を支える簡易修繕を行い保持している状況にあり、施設の維持及び利用者の安全管理のため改修を行う。

■事業費

５，０６０千円



３塁側通路

１塁側通路













資料16



氏　　名　　加賀（かが）　晋（すすむ）

生年月日　　昭和３３年１０月１７日生（６３歳）

住　　所　　檜山郡江差町字新栄町１０番地

最終学歴	昭和５３年　３月	北海道江差高等学校卒業
職 歴 等	昭和５４年１０月	江差漁業協同組合採用
	平成　７年　５月	ひやま漁業協同組合退職
	平成　９年　４月	江差町社会福祉協議会採用
	平成１３年　４月	江差町社会福祉協議会事務局長
	平成３１年　３月	江差町社会福祉協議会退職（定年）
	平成３１年　４月	江差町社会福祉協議会（再雇用）
	令和　元年１０月	南檜山あゆみ共同作業所
	令和　３年　３月	南檜山あゆみ共同作業所退職
	令和　３年　６月	江差町会計年度任用職員
公職歴等	平成２８年１２月 ～ 平成３１年　３月	江差町地域福祉計画策定委員会委員
	平成２９年　１月～	人権擁護委員（現在２期目）

資料17



氏　　名　　小笠原（おがさわら）　敏文（としふみ）

生年月日　　昭和４７年１１月２７日生　（４９歳）

住　　所　　檜山郡江差町字本町３８番地

最終学歴　　平成　８年　３月　　東京農業大学卒業

職 歴 等　　平成１２年　３月　　株式会社五勝手屋本舗　入社
　　平成１３年　４月　　株式会社五勝手屋本舗　専務
　　平成２７年　４月　　株式会社五勝手屋本舗　代表取締役専務
　　令和　２年　５月～　株式会社五勝手屋本舗　代表取締役社長

公職歴等　　平成２０年　１月
　　～　　檜山青年会議所理事長
　　平成２１年１２月
　　平成３０年　４月～　江差観光コンベンション協会理事
　　平成３０年　４月～　江差町教育委員会委員（現在１期目）
　　令和　４年　８月～　江差町・上ノ国町学校給食組合教育委員会委員

資料18



氏　　名　　近藤（こんどう）　偉喜（いき）

生年月日　　昭和２３年３月２４日生　（７４歳）

住　　所　　檜山郡江差町字緑丘１８８番地１２

最終学歴　　昭和４１年　３月　　北海道江差高等学校卒業

職 歴 等　　昭和４１年　４月　　西野会計株式会社入社
　　平成１１年　２月　　西野会計株式会社取締役
　　平成２０年　２月　　西野会計株式会社常務取締役
　　平成２４年　４月　　西野会計株式会社専務取締役
　　平成２５年　３月　　西野会計株式会社退職（定年）

公職歴等　　平成２６年１０月　　江差町監査委員